

日本税理士会連合会
会長片岡輝昭殿



1990年12月28日
全国青年税理士連盟
会長小池幸造

札幌国税局管内において行われている
「税理士事務所実態調査」に関する要望書

前略 貴会におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。私達全国青年税理士連盟は、税理士一般試験合格者を中心として組織されており、真に国民のための税制の確立を目指している団体です。

さて、平成2年6月中旬より札幌国税局が管内の北海道税理士会全会員に対して行っている「税理士事務所実態調査」は、税理士法第55条の規定に基づいて行われているとされています。しかしながら、この「税理士事務所実態調査」は以下の点で問題がありますので、即刻貴会が国税庁に対して取りやめるよう要望すると共に今後下記のような適切な対応を要望いたします。 草々

今回の問題点

① 解釈上の問題

税理士法第55条は、監督上「…必要があるときは、」と規定している。この「必要があるとき」とは、行政庁の自由裁量に委ねられているわけではなく、必要性についての具体性・個別性が要求され、かつこれらについて合理性を有するものでなければならない。

今回の場合、札幌国税局局長が「円滑な税務行政の実現を図るためにも、税理士業務の実態を把握する必要があるわけでございます。」と述べているが、「円滑な税務行政の実現を図る」ということは、単なる国税局の行政上の便宜に過ぎず、「税理士事務所実態調査」をすべき理由が極めて抽象的であり具体的でなく、合理的必要性に欠ける。

まして、全会員に対するこのような「必要性」による「監督権」の行使は、「独立した公正な立場」に立つ事を使命としている税理士法第1条を無視するものである。

さらに国民からは、自由職業人であるところの税理士が税務署の

下部機関であるとの錯覚を招きかねない。

②「相互理解」

日頃税理士会は、税務援助等を通じて税務署に対して行政上の手伝いをしているわけである。しかるに、「相互理解」という名目で一方的に「アンケート調査」・「税理士事務所実態調査」を行っている現状を鑑みるに、各税理士は税務署に対して「相互理解」どころかその恣意的運用に不信感・不快感を抱き、「相互理解」は課税庁から税理士に対して押し付ける結果となる。

③各税理士会の自治権

税理士法第49条第6項においても明らかなように、税理士会は、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする自治的団体である。（日本税理士会連合会も税理士法第49条の12で明らかなように自治的団体である。）

また、税理士法第49条の2第2項第5号並びに第6号において、税理士会の会則の絶対的記載事項として、税理士の品位保持規定、税理士業務に係る使用人・従業員の監督規定がある。これに基づき各税理士会においてその会則に、会員に対する「監督」という条項があり、各税理士会は独自に綱紀部・監察部等を設置し「監督」を行っている。

税理士法第55条は、国税庁長官が税理士に対して行う監督権の行使であるが、このような実状を無視して今回のような「税理士事務所実態調査」を行うことは、税理士会自ら自治権を放棄したに等しい行為である。

今後の対応

今後、各税理士会の会員全員に対して課税庁より「税理士事務所実態調査」を要請された場合には以下の要望をする。

1. 国税局・各税務署から税理士会あるいは各支部に依頼があった場合には、これを拒否し、その必要性がないことを課税庁に通知する。
2. 一方的に行われた場合には、税理士会・各支部は、それに対して抗議する。

国税庁長官

角谷正彦殿

1990年12月28日
全国青年税理士連盟
会長 小池幸造

札幌国税局管内において行われている

「税理士事務所実態調査」に関する要望書

前略 貴庁におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。私達全国青年税理士連盟は、税理士一般試験合格者を中心として組織されており、真に国民のための税制の確立を目指している団体です。

さて、平成2年6月中旬より札幌国税局が管内の北海道税理士会全会員に対して行っている「税理士事務所実態調査」は、税理士法第55条の規定に基づいて行われているとされています。しかしながら、この「税理士事務所実態調査」は以下の点で問題がありますので、即刻取りやめるよう要望いたします。 草々

今回の問題点

① 解釈上の問題

税理士法第55条は、監督上「…必要があるときは、」と規定している。この「必要があるとき」とは、行政庁の自由裁量に委ねられているわけではなく、必要性についての具体性・個別性が要求され、かつこれらについて合理性を有するものでなければならない。

今回の場合、札幌国税局局長が「円滑な税務行政の実現を図るためにも、税理士業務の実態を把握する必要があるわけでございます。」と述べているが、「円滑な税務行政の実現を図る」ということは、

単なる国税局の行政上の便宜に過ぎず、「税理士事務所実態調査」をすべき理由が極めて抽象的であり具体的でなく、合理的必要性に欠ける。

まして、全会員に対するこのような「必要性」による「監督権」の行使は、「独立した公正な立場」に立つ事を使命としている税理士法第1条を無視するものである。

さらに国民からは、自由職業人であるところの税理士が税務署の下部機関であるとの錯覚を招きかねない。

②「相互理解」

日頃税理士会は、税務援助等を通じて税務署に対して行政上の手伝いをしているわけである。しかるに、「相互理解」という名目で一方的に「アンケート調査」・「税理士事務所実態調査」を行っている現状を鑑みるに、各税理士は税務署に対して「相互理解」どころかその恣意的運用に不信感・不快感を抱き、「相互理解」は課税庁から税理士に対して押し付ける結果となる。

③各税理士会の自治権

税理士法第49条第6項においても明らかなように、税理士会は、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする自治的団体である。（日本税理士会連合会も税理士法第49条の12で明らかなように自治的団体である。）

また、税理士法第49条の2第2項第5号並びに第6号において、税理士会の会則の絶対的記載事項として、税理士の品位保持規定、税理士業務に係る使用人・従業員の監督規定がある。これに基づき各税理士会においてその会則に、会員に対する「監督」という条項があり、各税理士会は独自に綱紀部・監察部等を設置し「監督」を行っている。

税理士法第55条は、国税庁長官が税理士に対して行う監督権の行使であるが、このような実状を無視して今回のような「税理士事務所実態調査」を行うことは、各税理士会の自治権をまったく無視した行為である。